

車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針

(目的)

第一条 この指針は、自動車の装置における情報処理の技術の発達に伴い、車載式故障診断装置を利用して行う自動車の点検及び整備に係る技術上の情報に関し、自動車製作者等が自動車又はその部分の整備又は改造を行う者（以下「自動車の整備等を行う者」という。）等に対して提供すべき内容及び提供する方法についての指針を定めることにより、ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第四十条第十二号に規定する装置をいう。以下「排気に係る装置」という。）に関し、法第四十七条から第四十八条までの規定に基づき自動車の使用者が行う点検及び整備が円滑に実施できる環境の整備を行い、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この指針における用語の定義は、法第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一 「自動車製作者等」とは、法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう。

- 二 「J―OBD I」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八Ⅰ・1・1に規定された装置をいい、「J―OBDⅡ」とは、細目告示別添四十八Ⅰ・2・1に規定された装置をいう。
- 三 「制御装置」とは、自動車の装置を電子的方法により制御する装置をいう。
- 四 「外部故障診断装置」とは、制御装置と接続し、自動車の装置の作動状況を診断又は整備するために使用する外部装置をいう。
- 五 「リプログラミング」とは、制御装置のプログラムを書き換えることをいう。
- 六 「故障コード」とは、番号、記号その他の符号であつて自動車の故障の状態を識別するためのものをいう。
- 七 「故障診断の履歴情報データ」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・7・1に規定する故障診断の履歴情報データをいう。
- 八 「故障時の自動車使用状況データ等」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・7・2に規定する故障時の自動車使用状況データ等をいう。
- 九 「エンジン関連現在情報出力機能」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・8・1に規定するエンジン関連現在情報出力機能をいう。

（適用対象）

第三条 この指針は、次の各号に掲げる自動車に適用する。

- 一 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるものうち、平成十七年十月一日から平成十九年八月三十一日までに製作されたもの（平成十七年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限り、輸入された自動車を除く。）及び平成十九年九月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十三年九月三十日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、次に掲げる自動車以外のもの
- イ 一型式当たりの年間販売台数が五十台以下の自動車
- ロ その他この指針を適用する必要性が低いものとして国土交通大臣が定める自動車
- 二 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。）であつて専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車以外のもの

イ 一型式当たりの年間販売台数が二千台以下の自動車

ロ 平成二十二年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

（外部故障診断装置開発情報の提供）

第四条 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときには、外部故障診断装置を開発又は改良するに当たつて必要な技術上の情報のうち、排気に係る装置に関する次に掲げるもの（以下「外部故障診断装置開発情報」という。）を外部故障診断装置の開発又は改良を行おうとする者に提供するものとする。

一 次に掲げる事項を外部故障診断装置に表示させるために必要な情報

イ 故障コード

ロ 故障診断の履歴情報データ

- ハ 故障時の自動車使用状況データ等
 - ニ エンジン関連現在情報出力機能
 - 二 リプログラミングの実施に関する情報
 - 三 制御装置の調整に関する情報
 - 四 自動車の装置を強制的に作動させるための情報
 - 五 その他外部故障診断装置の開発又は改良に当たって必要となる情報
- 2 自動車製作者等は、前項の規定にかかわらず、第三条第一号に掲げる自動車に係る次に掲げる情報は、提供をしなくてもよいものとする。
 - 一 第一項第二号に掲げる情報
 - 二 第一項第三号及び第四号に掲げる情報のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの
 - 3 自動車製作者等は、第一項に基づき提供した情報（インターネットを通じて提供したものを含む。）の内容に変更があったときは、その内容を適切に提供するものとする。
 - 4 自動車製作者等は、外部故障診断装置開発情報の提供に当たって、特定の者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。
 - 5 自動車製作者等は、外部故障診断装置開発情報を有償で提供するときは、適正な価格で提供する

ものとする。

(国土交通大臣の確認等)

第五条 自動車製作者等は、国土交通大臣に対し、その製作する自動車の型式ごとに、当該自動車製作者等が行う外部故障診断装置開発情報の提供の状況について、この指針に適合しているかどうかの確認を求めることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

二 車名、型式及び販売の開始の日

三 外部故障診断装置開発情報の提供の開始の日

四 外部故障診断装置開発情報の提供の状況を示す書面

3 第一項の確認は、当該自動車製作者等が行う外部故障診断装置開発情報の提供の状況が前条の規定に適合しているかどうか判定することによって行う。

4 国土交通大臣は、第一項の確認をしたときは、当該確認に係る事項を公表するものとする。

5 第一項の確認を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- 二 外部故障診断装置開発情報の提供の状況に変更があったとき。
- 三 外部故障診断装置開発情報の提供をやめたとき。
- 六 国土交通大臣は、前項の規定による届出（同項第三号に係るものを除く。）があつたときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。
- 七 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、第一項の確認を取り消すことができる。
 - 一 外部故障診断装置開発情報の提供の状況が前条の規定に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 第五項第三号の規定による届出があつたとき。
- 八 国土交通大臣は、前項の規定により確認を取り消したときは、その旨を公表するものとする。
- 九 国土交通大臣は、自動車製作者等に対し、この指針に適合するよう指導及び助言を行うことができる。

附 則

（施行期日等）

- 第一条 この告示は公布の日から施行することとし、平成二十六年一月一日（輸入された自動車にあつては、平成二十八年一月一日）から適用する。（以下略）
- 2 この告示の規定の適用の際現に販売されている自動車については、当該規定の適用の日を当該自

動車の販売の開始の日とみなして当該規定を適用する。

(検討)

第二条 国土交通大臣は、この告示の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令二・四・一国交告五十五)

この告示は道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。